

結城市の施設園芸農家の皆様へ

燃油購入量に対して

最大10万円を補助します！

結城市施設園芸農家緊急支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症流行の長期化や原油価格の高騰に伴い、農業経営において燃料費の割合が高い施設園芸農業者の経済的負担軽減のため緊急的な支援を要することから、施設内の加温に使用した燃料費の一部を補助します。

●補助金の概要

○対象者（農業に必要な認可等を取得し、次の条件等に整合すること）

- ・結城市内で施設園芸農業（ハウス等）を営む個人事業主又は法人であって、結城市内に住所又は主たる事業所を有する方。
- ・生産した園芸作物（野菜、花き、果樹）の販売実績があること
- ・令和4年以降も引き続き施設園芸農業に取り組む意欲があること
- ・補助申請時において市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）の滞納がないこと
- ・結城市暴力団排除条例（平成24年結城市条例第3号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当しないこと

○補助金額

- ・令和3年12月1日から令和4年4月30日の間で購入した加温用燃油量に次の単価を乗じて得た額（1,000円未満は切捨て。また上限は10万円）

A重油・灯油 1リットルあたり 10円

※施設園芸加温用以外に使用した燃油（自宅や事務所の暖房等）は補助対象外です。

○申請期限 令和4年9月29日（木）（郵送の場合、提出期限当日消印有効）

○申請に伴う手続き等

1) 申請方法

結城市農政課（以下「担当課」と表記します）へ申請種類一式を持参または郵送
（FAX、電子メールでの受付は行いません）

- ・申請書類の入手については、担当課ウェブサイトからダウンロードするか、担当課窓口、水田農業振興室窓口（JA北つくば結城南支店内）までお越しください。
※様式の郵送を希望される場合は、返信用封筒と切手を同封し発送してください。

2) 申請に必要な書類等

○交付申請書兼請求書（様式第1号）及び次の添付書類

○申請者確認書類

- ・個人：マイナンバーカード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証
その他本人であることが確認できる書類

※窓口申請の場合は職員に提示し、郵送申請の場合は写しを添付すること。

- ・法人：商号登記簿、組織の定款又は規約の写し

○交付申請内訳書（別紙1）

- ・購入した燃油の油種、数量、購入日、販売者、購入者名がわかるもの（領収書の写し等。購入者名が申請者以外の場合、同居親族であれば可）
- ・振込先の通帳の写し（金融機関名、口座番号、名義人がわかるもの）
（市への債権者登録未済の場合は、「債権者登録申請書」も必要）
- ・園芸施設外観及び加温設備の写真

○誓約書及び同意書（別紙2）

※要件確認のために必要な関係機関への個人情報の照会等への同意

○チェックリスト（別紙3）

※必要事項の確認

※その他、確認のために必要な書類提供等の協力をいただく場合があります。

申請先・問合せ先



事業詳細

（結城市ホームページ）

〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地
担当課：結城市役所経済環境部 農政課（庁舎2階）
電話：0296-34-0360（直通）
メールアドレス：nousei@city.yuki.lg.jp
開庁：8時30分～17時15分（土日祝日を除く）